配当公告

静岡県焼津市大栄町二丁目一〇番二二号
破産者　髙橋　信生
右の者に対する静岡地方裁判所平成二十二年（フ）第七七〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金二〇、一九九、一四一円
一、配当することのできる金額
金一、七五五、九〇〇円
平成二十三年十月二十五日
静岡県静岡市葵区追手町二―二〇ヤマムラビル追手町六階C号室
破産管財人　荒巻　郁雄

配当公告

愛知県小牧市大字河内屋新田字上岩倉枫六三〇番地
破産者　株式会社小牧魚錠
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第二六〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金四一、五八九、一四一円
一、配当することのできる金額
金六一、二〇一、一〇六円
平成二十三年十月二十五日
名古屋市東区白壁一丁目四五番地　白壁ビル四一〇号室　破産管財人　山田　高司

配当公告

岡山市北区厚生町三丁目七番六―二〇一号
破産者　江原　重子
右の者に対する岡山地方裁判所平成二十三年（フ）第一〇七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金三一、二四八、二一二円
一、配当することのできる金額
金一六、三一〇、五一四円
平成二十三年十月二十五日
岡山市北区南方一丁目七番一三号リベルテ南方二階
破産管財人　濱﨑　一

配当公告

愛媛県松山市鷹子町六九五番地四
破産者　黒河　勝子
右の者に対する松山地方裁判所平成二十二年（フ）第五六一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金三三、四〇九、二六七円
一、配当することのできる金額
一般債権　金一三、六二五、〇〇一円
平成二十三年十月二十五日
松山市千舟町四丁目五番地二平成ビル四階
破産管財人　山下　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別郡湧別町字ケロチ西一線七一番地、最後の住所北海道紋別郡遠軽町岩見通北六丁目二番地　遠軽学田病院
被相続人　亡　橋詰　覺三
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年十月二十五日
北海道紋別郡遠軽町岩見通北一丁目一番地一八　柳谷ビル二階
相続財産管理人　弁護士　平出　幹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別郡遠軽町東町三丁目三番地八一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　白幡　昇
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年十月二十五日
北海道紋別郡遠軽町岩見通北一丁目一番地一八　柳谷ビル二階
相続財産管理人　弁護士　平出　幹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道新冠郡新冠町字本町七一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　鬼海　將紘
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年十月二十五日
北海道日高郡新ひだか町静内こうせい町一丁目八番二〇号
相続財産管理人　石井　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市平字菱川町七番地一二、最後の住所福島県いわき市平字菱川町七番地の一二
被相続人　亡　橘　マサヱ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
二〇一一年一〇月二五日
福島県いわき市平字堂根町四番地一戸部商事株式会社堂根町ビル二〇一ひろ法律事務所
相続財産管理人　毛利　弘道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市中央区鈴谷二丁目七四番地、最後の住所埼玉県蕨市中央三丁目五番一号　中央マンション九一五号
被相続人　亡　深野　富善
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年十月二十五日
埼玉県さいたま市南区南本町一丁目一〇番二号　南本町ビル四階
相続財産管理人　弁護士　青山　隆治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県富津市鶴岡六四七番地、最後の住所千葉県富津市八幡一四二番地
被相続人　亡　白石　輝雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年十月二十五日
事務所千葉県千葉市中央区本町三丁目六番三号　メゾン本町三〇一　鈴木康夫法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　康夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県伊丹市桜ケ丘六丁目二番、最後の住所兵庫県伊丹市寺本五丁目五番地　行基コート一〇三号　被相続人　亡　南部　朝子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年十月二十五日
大阪市北区西天満四丁目八番二号　北ビル本館四階　太陽法律事務所
相続財産管理人　辻口　信良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市城南町一丁目八七三番地の一〇、最後の住所兵庫県宝塚市売布三丁目一五番二五号　被相続人　亡　東條　正一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年十月二十五日
兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号C―三ビル五階
相続財産管理人　弁護士　田中　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字御堂一一九番地、最後の住所兵庫県川西市清和台東四丁目三番地の六　二一―三〇一
被相続人　亡　上床　哲夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年十月二十五日
兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号C―三ビル五階
相続財産管理人　弁護士　田中　賢一

第１期決算公告

平成23年10月25日

東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
二番町インベストメント特定目的会社
取締役　飯森　賢二

貸借対照表の要旨
（平成23年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	45,811,511	流動負債	729,257
その他の資産	3,011,665	固定負債	40,566,246
流動資産	2,756,296	負債合計	41,295,504
繰延資産	167,646	社員資本	7,527,672
	87,722	特定資本金	200
		優先資本金	7,600,000
		剰余金	△72,527
		純資産合計	7,527,672
資産合計	48,823,177	負債・純資産合計	48,823,177

損益計算書の要旨
（自　平成23年４月25日　至　平成23年７月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	264,902
営業費用	337,127
営業損失	72,224
営業外収益	0
営業外費用	—
経常損失	72,224
税引前当期純損失	72,224
法人税、住民税及び事業税	302
当期純損失	72,527
当期未処理損失	72,527